

長野地方最低賃金審議会委員名簿（第55期）

（五十音順）

令和8年2月1日現在

区分	氏名	現職
公益代表	いま い ゆう た 今 井 優 太	弁護士
	こん ま ゆ こ 昆 万 佑 子	信州大学教育学部 准教授
	ひろ せ すみ お 広 瀬 純 夫	信州大学経法学部 教授
	ひろ なか あきら 弘 中 章	信州大学経法学部 准教授
	やま もと きょう こ 山 本 恭 子	弁護士
労働者代表	かざ ま たく や 風 間 拓 也	電機連合長野地方協議会 事務局長
	こばやし 小林 まゆみ	イオンリテールワーカーズユニオン 北陸信越グループ長野ゾーン 副議長
	さい とう まさ ひこ 齋 藤 政 彦	自動車産業労働組合総連合会 長野地方協議会 議長
	さくら い ゆ き お 櫻 井 由 紀 夫	J A M甲信 書記長
	たけ むら すすむ 竹 村 進	日本労働組合総連合会長野県連合会 事務局長
使用者代表	うし やま のり お 聲 山 典 生	（一社）長野県経営者協会 事務局長
	すず き こう いち 鈴 木 幸 一	長野県中小企業団体中央会 理事・事務局長
	ど い えつ よ 土 井 悦 代	（株）ネクストップ 代表取締役
	なか むら まさ と 中 村 正 人	長野県商工会連合会 専務理事
	やま ぎし あきら 山 岸 章	（株）山岸製作所 代表取締役

は会長、 は会長代理

**第55期（令和7年度）長野地方最低賃金審議会
本審、小委員会、専門部会の審議経過**

1 長野地方最低賃金審議会（本審）

審議経過一覧

回数	月日	審議内容
1	7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県最低賃金の改正決定（諮問） ・長野地方最低賃金審議会の運営 ・長野県最低賃金専門部会の構成 ・長野地方最低賃金審議会日程 ・関係労使からの意見聴取
2	7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・運営問題小委員会委員長報告 ・特定最低賃金検討小委員会委員長報告 ・関係労使からの意見聴取
3	8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県最低賃金専門部会長報告 ・長野県最低賃金の審議 ・長野県最低賃金の改正決定（答申） ・特定最低賃金（3業種）の改正決定の必要性の有無（諮問）
4	8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出（諮問） ・長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出（答申） ・長野県最低賃金専門部会の廃止 ・特定最低賃金検討小委員会委員長報告 ・特定最低賃金（3業種）の改正決定の必要性の有無（答申） ・特定最低賃金（2業種）の改正決定（諮問）
5	3月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等（報告） ・特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明（令和8年度） ・長野県最低賃金の改正決定（答申）時の政府に対する要望への対応

2 運営問題小委員会（7月15日）

運営問題小委員会運営規程、令和7年度長野地方最低賃金審議会の運営方針、関係労使からの意見聴取について審議が行われ、以下の結論となった。

- (1) 運営問題小委員会運営規程は、同規程（案）のとおり了承された。
- (2) 令和7年度長野地方最低賃金審議会の運営方針については、長野県最低賃金、特定最低賃金ごとに検討され「長野地方最低賃金審議会の運営について（報告）」のとおり取りまとめた上で、7月29日の本審において報告することとなった。取りまとめられた内容は以下のとおり。

ア 長野県最低賃金について

発効は、10月1日を目途に審議する。

関係労使からの意見聴取は、意見陳述により行う。

結審は、審議会令第6条第5項は適用しない。

イ 特定最低賃金について

発効は、年内を原則とし、法定発効ないし指定日発効とする。

第1回の専門部会は全業種の合同部会とする。

各専門部会は、3回を目途で結審とする。

結審は、全会一致に限り審議会令第6条第5項を適用する。

3 特定最低賃金検討小委員会(第1回7月15日)

特定最低賃金検討小委員会運営規程、特定最低賃金適用使用者数・適用労働者数、今後の審議の進め方について審議が行われ、以下の結論となった。

- (1) 特定最低賃金検討小委員会運営規程は、同規程(案)のとおり了承された。
- (2) 特定最低賃金適用使用者数・適用労働者数等を確認の上、同適用使用者数・適用労働者数に関する報告書が承認となった。

計量器等製造業.....適用使用者数	1,305名、	適用労働者数	56,845名
はん用機械器具等製造業.....適用使用者数	1,732名、	適用労働者数	47,181名
各種商品小売業.....適用使用者数	57名、	適用労働者数	3,372名
印刷、製版業.....適用使用者数	316名、	適用労働者数	3,267名

4 特定最低賃金検討小委員会(第2回8月21日)

令和7年度特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議が行われ、以下の結論となった。

- (1) 特定最低賃金(3業種)の改正の要件について、令和7年度申出書の審査結果、特定最低賃金の改正申出状況の推移等を審議し、3業種いずれも改正の要件を満たすことが承認された。
- (2) 特定最低賃金(3業種)の改正の必要性の有無について審議した結果、計量器等製造業とはん用機械器具等製造業の2業種について、改正決定の必要性があることが承認され、8月25日の本審に報告することが承認された。

一方、各種商品小売業については、全会一致に至らず、必要性有りととの結論に達し得なかった。

5 長野県最低賃金

審議経過一覧

回数	月日	審議内容
1	7月3日	【第1回本審】 長野県最低賃金専門部会の構成
2	7月15日	【運営問題小委員会】 長野地方最低賃金審議会(専門部会)の運営方針
3	7月29日	【第2回本審】 運営問題小委員会報告、関係労使からの意見陳述

4	7月29日	【第1回長野県最低賃金専門部会】 長野県最低賃金専門部会運営規程、中央最低賃金審議会の審議状況、今後の審議の進め方
5	7月30日	【第2回長野県最低賃金専門部会】 中央最低賃金審議会の審議状況、改正審議
6	8月4日	【第3回長野県最低賃金専門部会】 中央最低賃金審議会の審議状況、改正審議
7	8月5日	【第4回長野県最低賃金専門部会】 地域別最低賃金額改定の目安（伝達）、改正審議、
8	8月7日	【第5回長野県最低賃金専門部会】 改正審議、公益委員見解、採決（賛成多数）、結審
9	8月7日	【第3回本審】 長野県最低賃金専門部会報告、採決（賛成多数）、結審、答申
10	8月25日	【第4回本審】 長野地方最低賃金審議会の意見（答申）について、長野県労働組合連合会、生協労連コープネットグループ労働組合から異議申出があり、諮問を受けて審議した結果、答申のとおり決定することが適当であるとの結論に達し、その旨を答申した。

6 長野県最低賃金専門部会の審議及び本審での審議経過

- (1) 長野県最低賃金については、7月3日に改正決定の諮問を受け、同日の審議会本審において、長野県最低賃金専門部会に審議が付託され、5回の同専門部会の開催と関係労使からの意見陳述を行い、最低賃金法の趣旨、県下の経済雇用状況、賃金実態調査結果等に基づき、慎重に審議された。
- (2) 8月7日、第5回専門部会の審議において、労使の主張に隔たりがあるまま意見がまとまらず、公益委員見解により採決した結果、最終的に賛成多数となり、現行の特定最低賃金を63円引き上げ、時間額1,061円とすることで結審した。
- (3) 8月7日、第3回本審の審議において専門部会報告を行い、採決した結果、賛成多数で結審し、答申した。
- (4) 9月3日に官報公示され、以下の金額が10月3日に指定日発効となった。

長野県最低賃金 時間額 1,061円 6.31%引上げ（+63円、改正前998円）

7 特定（産業別）最低賃金

審議経過一覧

回数	月日	審議内容
1	7月15日	【運営問題小委員会】 長野地方最低賃金審議会（専門部会）の運営方針
2	7月15日	【第1回特定最低賃金検討小委員会】 特定（産業別）最低賃金適用使用者数・適用労働者数の確認、 今後の審議の進め方
3	7月25日	特定（産業別）最低賃金（3業種）について改正決定申出書の提出
4	7月29日	【第2回本審】 運営問題小委員会報告、特定最低賃金検討小委員会報告
5	8月7日	【第3回本審】 特定最低賃金（3業種）の改正決定の必要性の有無（諮問）
6	8月21日	【第2回特定最低賃金検討小委員会】 特定最低賃金（3業種）の改正決定の必要性の有無審議
7	8月25日	【第4回本審】 特定最低賃金検討小委員会報告 特定最低賃金（2業種）の改正決定の必要性の有無（答申） 特定最低賃金（2業種）の改正決定（諮問）
8	10月2日	【第1回特定最低賃金専門部会（2業種合同）】 特定最低賃金専門部会運営規程、特定最低賃金に関する諮問 経緯、今後の審議の進め方、日程調整
9	10月6日	【第2回計量器等製造業最低賃金専門部会】 改正審議
10	10月20日	【第2回はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会】 改正審議
11	10月21日	【第3回はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会】 改正審議
12	10月22日	【第3回計量器等製造業最低賃金専門部会】 改正審議
13	10月29日	【第4回はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会】 改正審議、全会一致で結審、第6条5項適用、答申
14	10月30日	【第4回計量器等製造業最低賃金専門部会】 改正審議、全会一致で結審、第6条5項適用、答申

（1）はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会の審議経過

はん用機械器具等製造業最低賃金については、8月25日の審議会において改正決定の諮問を受け、同日の審議会において、はん用機械器具等製造業最低

賃金専門部会に審議が付託され、計4回の同専門部会を開催し審議が行われた。

10月29日、第4回専門部会の審議において双方が歩み寄った結果、全会一致となり、現行の特定最低賃金を62円引き上げ、時間額1,105円とし、発効日は法定発効とすることで結審し、最低賃金審議会令第6条第5項により答申した。

11月28日に官報公示され、以下の金額が12月28日に法定発効した。

はん用機械器具等製造業最低賃金 時間額 1,105 円 5.94%引上げ(+62円、改正前1,043円)

(2) 計量器等製造業最低賃金専門部会の審議経過

計量器等製造業最低賃金については、8月25日の審議会において改正決定の諮問を受け、同日の審議会において、計量器等製造業最低賃金専門部会に審議が付託され、計4回の同専門部会を開催し審議が行われた。

10月30日、第4回専門部会の審議において双方が歩み寄った結果、全会一致となり、現行の特定最低賃金を63円引き上げ、時間額1,095円とし、発効日は令和8年1月1日の指定日発効とすることで結審し、最低賃金審議会令第6条第5項により答申した。

12月2日に官報公示され、以下の金額が令和8年1月1日に指定日発効した。

計量器等製造業最低賃金 時間額 1,095 円 6.10%引上げ(+63円、改正前1,032円)

長野県における最低賃金額改定の推移(引上額等)

【表1】

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
長野県最低賃金	694	700	713	728	746	770	795	821	848	849	877	908	948	998	1,061
引上額	1	6	13	15	18	24	25	26	27	1	28	31	40	50	63
(目安額)	(1)	(4)	(12)	(15)	(18)	(24)	(25)	(26)	(27)	-	(28)	(31)	(40)	(50)	(63)
引上率	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41	5.27	6.31
未満率	1.06	1.95	2.27	2.2	0.9	1.7	1.4	1.2	0.6	1.1	1.1	0.9	1.5	1.2	1.1
影響率	1.08	2.1	3.73	3.55	2.11	5.17	8.7	11.1	12.1	2.1	12.2	17.1	16.3	17.4	26.1

【表2】

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
計量器等最低賃金	785	790	798	810	823	837	854	872	892	894	916	945	983	1,032	1,095
引上額	2	5	8	12	13	14	17	18	20	2	22	29	38	49	63
引上率	0.26	0.64	1.01	1.50	1.60	1.70	2.03	2.11	2.29	0.22	2.46	3.17	4.02	4.98	6.10
未満率	8.90	9.93	9.1	7.4	9.6	11.8	11.3	11.8	10.2	11.6	4.7	5.8	8.6	7.3	8.4
影響率	9.31	12.26	10.7	12.7	18.8	14.18	18.6	16.9	17.1	13.0	11.0	12.6	19.5	16.7	19.6

【表3】

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
はん用機械器具等最低賃金	796	801	809	821	834	848	865	883	903	905	927	956	994	1,043	1,105
引上額	2	5	8	12	13	14	17	18	20	2	22	29	38	49	62
引上率	0.25	0.63	1.00	1.48	1.58	1.68	2.00	2.08	2.27	0.22	2.43	3.13	3.97	4.93	5.94
未満率	3.01	2.55	6.3	4.5	1.8	6.2	7.5	9.7	7.8	8.8	5.3	4.4	6.3	8.5	4.5
影響率	3.08	2.63	8.1	4.7	2.90	7.81	12.4	12.2	12.8	9.4	8.5	8.4	9.6	12.1	12.2

【表4】

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
各種商品小売業最低賃金	753	756	763	773	786	800	817	835	855	857	879	910	950	950	950
引上額	2	3	7	10	13	14	17	18	20	2	22	31	40		
引上率	0.27	0.40	0.93	1.31	1.68	1.78	2.13	2.20	2.40	0.23	2.57	3.53	4.40		
未満率	5.45	1.51	10.5	7.5	0.50	21.80	4.6	19.7	5.1	16.7	6.2	0.5	0.7		
影響率	5.92	2.03	18.5	24.4	1.20	24.88	15.1	27.7	9.0	16.7	16.8	39.4	29.3		

【表5】

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
印刷、製版業最低賃金	747	747	747	747	747	781	809	827	850	850	850	850	850	850	850
引上額	1					34	28	18	23						
引上率	0.13					4.55	3.59	2.22	2.78						
未満率	7.11					4.40	2.1	3.9	1.3						
影響率	7.18					8.99	7.4	7.8	6.4						

- 注：表1～5とも 1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。
 3 「未満率」及び「影響率」は、各年度ごとに算出された数値をそのまま使用しています。
 4 引上額等の「-」は、当該年度に金額改定がないものです。

令和7年度 地域別最低賃金 全国一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	引上げ率【%】	発効日
北海道	1,075 (1,010)	65	6.4	令和7年10月4日
青森	1,029 (953)	76	8.0	令和7年11月21日
岩手	1,031 (952)	79	8.3	令和7年12月1日
宮城	1,038 (973)	65	6.7	令和7年10月4日
秋田	1,031 (951)	80	8.4	令和8年3月31日
山形	1,032 (955)	77	8.1	令和7年12月23日
福島	1,033 (955)	78	8.2	令和8年1月1日
茨城	1,074 (1,005)	69	6.9	令和7年10月12日
栃木	1,068 (1,004)	64	6.4	令和7年10月1日
群馬	1,063 (985)	78	7.9	令和8年3月1日
埼玉	1,141 (1,078)	63	5.8	令和7年11月1日
千葉	1,140 (1,076)	64	5.9	令和7年10月3日
東京	1,226 (1,163)	63	5.4	令和7年10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	5.4	令和7年10月4日
新潟	1,050 (985)	65	6.6	令和7年10月2日
富山	1,062 (998)	64	6.4	令和7年10月12日
石川	1,054 (984)	70	7.1	令和7年10月8日
福井	1,053 (984)	69	7.0	令和7年10月8日
山梨	1,052 (988)	64	6.5	令和7年12月1日
長野	1,061 (998)	63	6.3	令和7年10月3日
岐阜	1,065 (1,001)	64	6.4	令和7年10月18日
静岡	1,097 (1,034)	63	6.1	令和7年11月1日
愛知	1,140 (1,077)	63	5.8	令和7年10月18日
三重	1,087 (1,023)	64	6.3	令和7年11月21日
滋賀	1,080 (1,017)	63	6.2	令和7年10月5日
京都	1,122 (1,058)	64	6.0	令和7年11月21日
大阪	1,177 (1,114)	63	5.7	令和7年10月16日
兵庫	1,116 (1,052)	64	6.1	令和7年10月4日
奈良	1,051 (986)	65	6.6	令和7年11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	6.6	令和7年11月1日
鳥取	1,030 (957)	73	7.6	令和7年10月4日
島根	1,033 (962)	71	7.4	令和7年11月17日
岡山	1,047 (982)	65	6.6	令和7年12月1日
広島	1,085 (1,020)	65	6.4	令和7年11月1日
山口	1,043 (979)	64	6.5	令和7年10月16日
徳島	1,046 (980)	66	6.7	令和8年1月1日
香川	1,036 (970)	66	6.8	令和7年10月18日
愛媛	1,033 (956)	77	8.1	令和7年12月1日
高知	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
福岡	1,057 (992)	65	6.6	令和7年11月16日
佐賀	1,030 (956)	74	7.7	令和7年11月21日
長崎	1,031 (953)	78	8.2	令和7年12月1日
熊本	1,034 (952)	82	8.6	令和8年1月1日
大分	1,035 (954)	81	8.5	令和8年1月1日
宮崎	1,023 (952)	71	7.5	令和7年11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	7.7	令和7年11月1日
沖縄	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
全国加重平均	1,121 (1,055)	66	6.3	-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

令和7年8月4日(月) 20:00～
於 厚生労働省 省議室(9階)

第71回中央最低賃金審議会

< 議 事 次 第 >

- 1 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告について
- 2 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)
- 3 その他

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

資料 No. 2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

以上

目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

特定最低賃金とは

特定最低賃金（最低賃金法第15条から第19条）

- 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- 産業又は職業ごとに適用
適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
 - ※ 全国で、224件設定されている
 - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域（都道府県）の労使の意向により定められる
- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならぬ（法第16条）

<特定最低賃金の規定例>

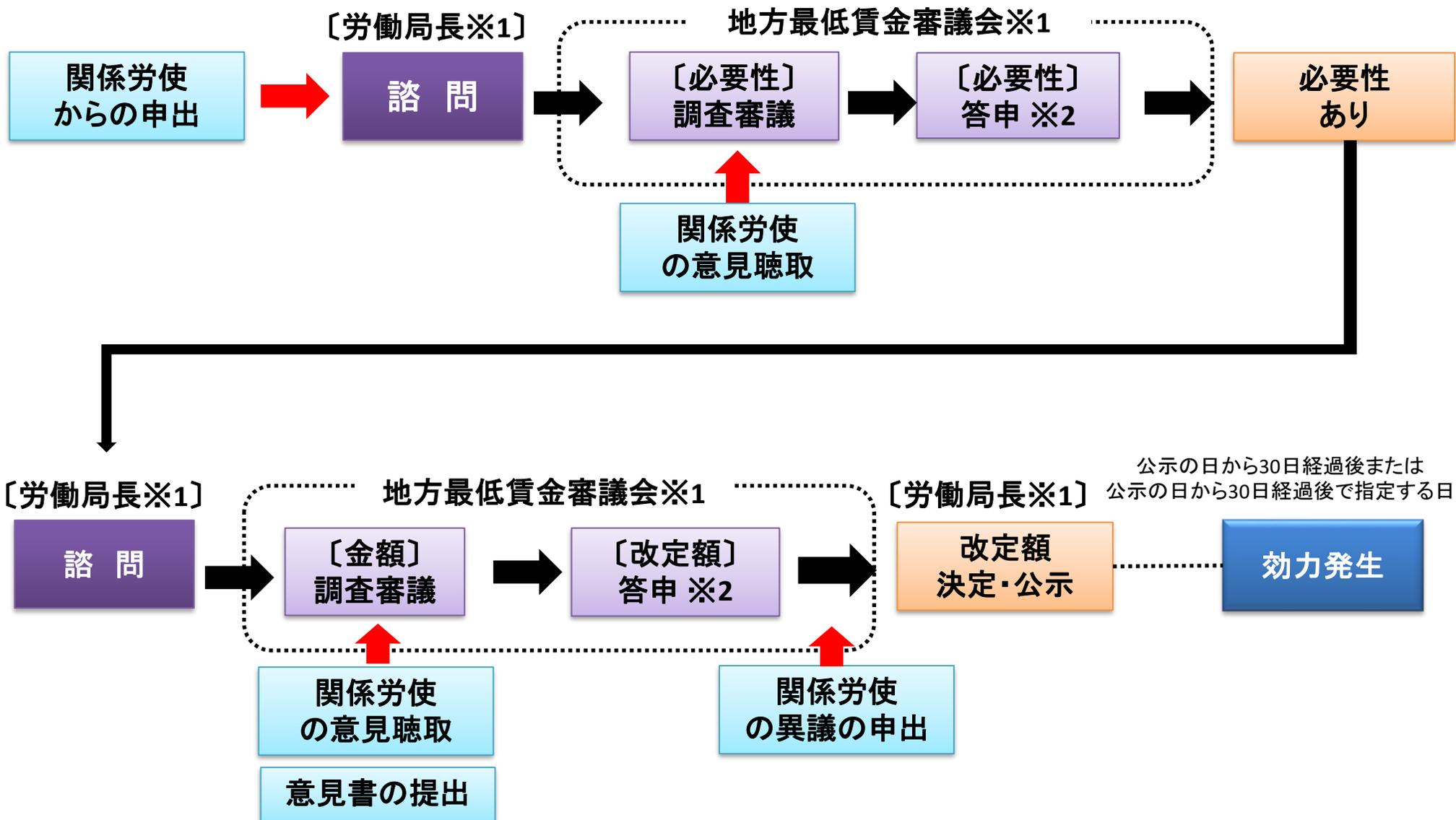
名称：宮城県自動車小売業最低賃金（抄）

適用する使用者：宮城県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（中略）を営む使用者

適用する労働者：上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額：1時間1,036円（※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定）

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



※1 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会に読替える。

※2 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている。

特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>企業内の賃金水準を設定する際の<u>労使の取組を補完するもの</u></u>	○ <u>すべての労働者の賃金の最低限を保障する<u>セーフティネット</u></u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ <u>その産業の「<u>基幹的労働者</u>」に適用</u> ※ 基幹的労働者:当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者(基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。)	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> ○ <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u>	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について、必ず決定されなければならない。)
効力	○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。</u> ※労働基準法第24条違反(30万円以下の罰金) ○ <u>民事的な効力</u> (<u>最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効</u>)	○ 刑事的な効力(50万円以下の罰金) ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力(同左)

特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○**関係労使の申出**により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は、中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※ 「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース： 関係労使の間で、同種の「**基幹的労働者**」の相当数(原則として1000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
<ul style="list-style-type: none"> ① 基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

公正競争ケース： 事業の公正競争を確保する観点から、同種の**基幹的労働者**について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)	○ 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等

(注)
「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

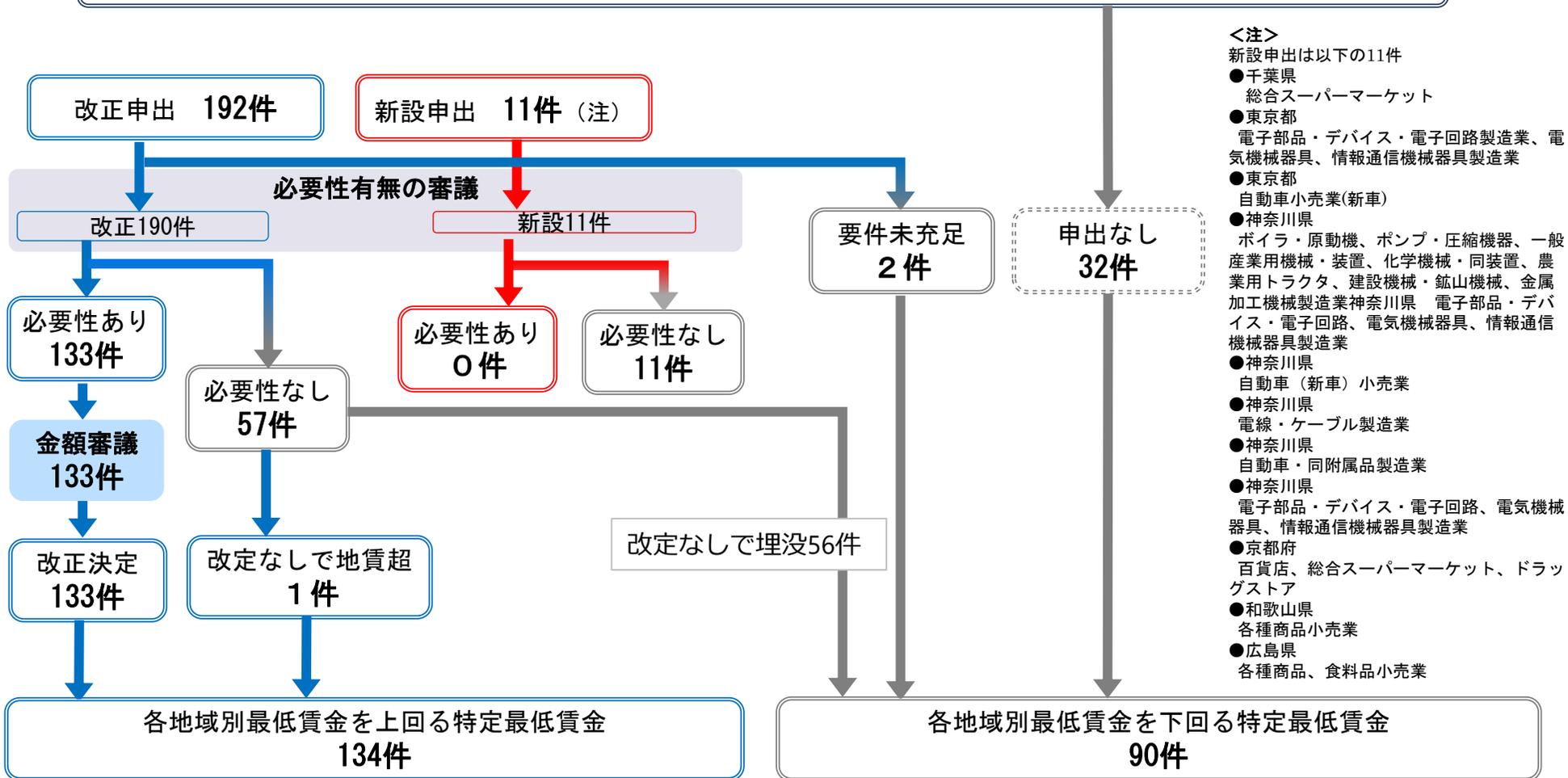
なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1/3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

令和6年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和6年4月時点の特定最低賃金

224件 (うち旧産業別最低賃金2件) ※全国に適用される特定最低賃金1件を含む



- <注>
 新設申出は以下の11件
- 千葉県
総合スーパーマーケット
 - 東京都
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - 東京都
自動車小売業(新車)
 - 神奈川県
ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業神奈川県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - 神奈川県
自動車(新車)小売業
 - 神奈川県
電線・ケーブル製造業
 - 神奈川県
自動車・同附属品製造業
 - 神奈川県
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - 京都府
百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア
 - 和歌山県
各種商品小売業
 - 広島県
各種商品、食料品小売業

令和7年3月時点の特定最低賃金
224件 (うち旧産業別最低賃金2件※)

※全国に適用される特定最低賃金1件を含む

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。

実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

(1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(ロ) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。
使用者側参考人の意見陳述を聞いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。
審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金がかここ数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要なし」と主張。
- 使用者側委員から、経営環境やこういった状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審議が終了している。

2026年 1月 21日

長野労働局
局長 三浦 栄一郎 殿

特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明

日本労働組合総連合会 長野県連合会
会長 根橋 美津人



長野県最低賃金対策委員会
委員長 齋藤 政彦



《意向表明者》

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子
回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡
製造業最低賃金対策委員会

委員長 山口 正巳



特定最低賃金の金額改正について、《意向表明者》は下記のとおり申し出ることを表明
します。

記

1. 特定最低賃金改正の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

2. 申出の理由等

長野県内の計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、同種の基幹労働者について特定最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、長野県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3. 申出の時期

2026年7月下旬まで



以上

2026年 1月 21日

長野労働局
局長 三浦 栄一郎 殿

特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明

日本労働組合総連合会長野県連合会
会長 根橋 美津人



長野県最低賃金対策委員
委員長 齋藤 政彦



《意向表明者》

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船舶製造業最低賃金対策委員
委員長 齋藤 政彦



特定最低賃金の金額改正について、《意向表明者》は下記のとおり申し出ることを表明
します。

記

1. 特定最低賃金改正の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船舶製造業最低賃金

2. 申出の理由等

長野県内のはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船舶製造業製造業においては、同種の基幹労働者について特定最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、長野県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3. 申出の時期

2026年7月下旬まで



以上

2026年 1月 21日

長野労働局
局長 三浦 栄一郎 殿

特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明

日本労働組合総連合会長野県連
会 長 根橋 美津



長野県最低賃金対策委
員 長 齋藤 政彦



《意向表明者》

長野県各種商品小売業最低賃金対策委
員 長 岡本 昌也



特定最低賃金の金額改正について、《意向表明者》は下記のとおり申し出ることを表明
します。

記

1. 特定最低賃金改正の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

2. 申出の理由等

長野県内の各種商品小売業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の
3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3. 申出の時期

2026年7月下旬まで



以上

令和8年度審議で使用するもの

特定最低賃金 適用使用者数・適用労働者数

	令和3年 経済 センサス 使用者数	事業所 増減数	適用 使用者数	令和3年 経済 センサス 労働者数	増減人 員数	除外者数	適用 労働者数
印刷、製版業	320	-2	318	3,718	-68	278	3,372
はん用機械器具、生産用機 械器具、業務用機械器具、自 動車・同附属品、船舶製造・ 修理業、船用機関製造業	1,732	-4	1,728	54,908	-326	6,220	48,362
計量器・測定器・分析機器・ 試験機、医療用機械器具・医 療用品、光学機械器具・レン ズ、電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報通 信機械器具、時計・同部分 品、眼鏡製造業	1,325	-3	1,322	67,279	-357	8,015	58,907
各種商品小売業	53	5	58	4,159	137	1,480	2,816

令和3年経済センサス事業所母集団データベース(令和4年次フレーム確報)を基に、令和3年6月1日から令和7年12月1日までの事業場の成立及び廃止情報並びに令和7年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。

令和7年度審議で使用したもの

特定最低賃金 適用使用者数・適用労働者数

	令和3年 経済 センサス 使用者数	事業所 増減数	適用 使用者数	令和3年 経済 センサス 労働者数	増減人 員数	除外者数	適用 労働者数
印刷、製版業	317	-1	316	3,594	-51	276	3,267
はん用機械器具、生産用機 械器具、業務用機械器具、自 動車・同附属品、船舶製造・ 修理業、船用機関製造業	1,734	-2	1,732	52,343	-300	4,862	47,181
計量器・測定器・分析機器・ 試験機、医療用機械器具・医 療用品、光学機械器具・レン ズ、電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報通 信機械器具、時計・同部分 品、眼鏡製造業	1,309	-4	1,305	65,965	-121	8,999	56,845
各種商品小売業	52	5	57	3,987	230	845	3,372

令和3年経済センサス事業所母集団データベース(令和3年次フレーム確報集計経過)を基に、事業
及び廃止情報並びに令和6年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。

【写】

令和7年8月7日

長野労働局長
三浦 栄一郎 殿

長野地方最低賃金審議会
会 長 山本 恭子

長野県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月3日付け長野労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和7年8月4日付け中央最低賃金審議会の「令和7年
度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデー
タにより比較したところ、令和5年10月1日発効の長野県最低賃金（時間額948
円）は令和5年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添え
る。

さらに、長野県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会の総意として、別紙
3のとおり、政府に対して強く要望する。

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間1,061円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年10月 3 日

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 9 4 8 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和 5 年度

(3) 生活保護水準（令和 5 年度）

生活扶助基準(第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費)の長野県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (96, 121円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額 (注) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1 箇月換算額

948円 (長野県最低賃金) × 173. 8 (一箇月平均法定労働時間数)

× 0. 807 (可処分所得の総所得に対する比率) = 132, 963円

※令和 7 年 7 月 22 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会配付資料で示された比率

長野地方最低賃金審議会総意の政府に対する要望について

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。

さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。

- 2 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用できるように周知広報の強化及び制度の拡充を図ること。

さらに、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業・小規模事業者が申請を断念されることのないよう、申請手続等の簡略化に努めること。

- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと

- 4 地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。

1 政府に対する要望の概要

- (1) 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁の実現、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底
- (2) 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた税制等による賃上げ企業の優遇、生産性向上等への支援強化、「業務改善助成金」の周知強化、制度拡充
- (3) 年収の壁・支援パッケージの活用促進、制度拡充
- (4) 地域別最低賃金改定の目安を早期に地方へ示し、十分な審議が図られるよう、中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること

2 長野労働局の取組み

- (1) 長野県知事・県内全市首長・経済産業省関東経済産業局長と連携のうえ、「現下の雇用経済情勢等を踏まえた価格転嫁及び賃金引上げの御検討について（要請）」を发出し、局・署所が連携して事業主と接触する機会を捉えて要請を実施した。その際、賃金額の資料や好事例等記載したリーフレット等を交付した。（R6年度10,813件、R7年度（4-12月）11,293件）
- (2) 改定後の最低賃金額履行上の留意点及び業務改善助成金をはじめとする「賃上げ」支援助成金パッケージに係るリーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、あらゆる機会に配付を行った。積極的な周知の結果、業務改善助成金の申請件数は昨年度に比べて2割増加した（417 502件）。
- (3) キャリアアップ助成金（年収の壁・強化支援パッケージ）の周知、利用促進を図った結果、社会保険適用時処遇改善コースの支給決定件数が増加し、令和7年7月1日から制度拡充した短時間労働者労働時間延長支援コースも追加され、制度拡充前の昨年度1年間に比べて今年度（12月末現在）の支給決定件数が4割程度増加した。
- (4) 目安の早期伝達を含む答申別紙3の政府に対する要望については、審議会終了後、直ちに厚生労働省に情報を提供した。
- (5) その他

発効日の10月3日に実施したJR長野駅前における最低賃金改定額の街頭啓発において、会場に「事業者支援コーナー」を設置し、当局（雇用環境・均等室）、長野県（労働雇用課及び長野県賃上げ・業務改善支援センター）、長野働き方改革推進支援センターの三者が連携して、最低賃金改正額及び賃上げ支援策の周知広報を行った。なお、今年度新たに、JR長野駅（北信）のほか、JR松本駅（中信）、JR上田駅（東信）、JR飯田駅（南信）の県下全域において、ポケットティッシュを配布し、街頭啓発を行った。また、JR長野駅前の大型ビジョンで、改正額と賃上げ支援策をセットで周知する動画を放映するとともに、今年度新たに、県内ケーブルテレビにおいても、周知用コマーシャル（60秒）を放送した（10～12月）。改正額を広く県民に知ってもらうため、長野局独自の取組みとして、最低賃金ポスターデザインコンテストを実施し、入賞者に対して表彰式を行うとともに、最優秀作品のデザインに、特定最低賃金改正額、賃金引上げ特別ホームページリンク先等を加えた局独自のポスター・リーフレットを作成し、関係機関、団体等に配付した。

10/3JR 長野駅前街頭啓発等



開会式の様子(左から)長野県 中嶋労働雇用課長、長野労働局 三浦局長、連合長野 根橋会長



上：ティッシュ配布の様子
下：ティッシュ図柄



事業者支援コーナーを設置(長野労働局雇用環境・均等室、長野県(労働雇用課、長野県賃上げ・業務改善支援センター)、長野働き方改革推進支援センターの各担当を配置)して、事業者支援策をPR



長野駅前大型ビジョンで朝・夕、改正額・助成金周知動画を放映



長野駅前ペDESTリアンデッキの横断幕



県内ケーブルテレビで周知用CMを放送

11/28最低賃金ポスターデザインコンテスト表彰式



長野労働局、長野県、連合長野及び受賞者との撮影



長野労働局長賞受賞者との撮影

事業主各位

現下の雇用経済情勢等を踏まえた価格転嫁及び賃金引上げの御検討等について（要請）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

長野県内における消費者物価指数は、令和7年12月時点で長野市において、総合指数は、2020年（令和2年）を100として114.0となり、前月比は0.4%下降しました。また、前年同月比は1.7%上昇し、52か月連続で前年同月を上回りました。生鮮食品を除く総合指数は113.1となり、前月比は0.5%下降しました。また、前年同月比は1.7%上昇し、53か月連続で前年同月を上回りました。

また、長野県内における雇用情勢については、令和7年12月時点で有効求人倍率が1.26倍になるなど求人数が求職数を上回るいわゆる人手不足の現状にあります。

このような現下の物価高や人手不足等を背景として、令和7年の長野県内における春闘においては、6月30日現在で平均妥結額が平成4年以来となる10,000円台となるなど、高い水準の賃金の引上げがなされたところ です。

長野県におきましては、令和4年12月27日に、経営者団体、労働団体、国、市長会、町村会及び長野県が相互連携し、「価格転嫁と賃上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を発出し、価格転嫁・賃上げを推進する取組の促進を行うこととしております。

企業の皆様方におかれては、現下の県内における物価、雇用経済の状況や共同宣言の趣旨等を御理解いただくとともに、国や地方自治体における賃金の引上げに係る各種の支援措置等（別添参照）を御活用いただくことにより、本年のみならず、今後においても賃金の引上げを含めた労働環境整備の実現について御検討を行っていただくようお願い申し上げます。

また、その際には、非正規雇用労働者について、正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の観点等を踏まえた対応に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、企業間取引を行う企業の皆様方におかれては、相手方企業における労務費改善の観点からの価格転嫁の必要性にも御留意いただきますようお願い申し上げます。

長野県知事
長野市長
松本市市長
上田市市長
岡谷市長
飯田市長
諏訪市長
須坂市長
小諸市長
伊那市長
駒ヶ根市長
中野市長
大町市長
飯山市市長
茅野市長
塩尻市長
佐久市長
千曲市長
東御市長
安曇野市長

阿荻臥土早佐金三小白伊湯牛江今百柳小花中
部原雲屋出藤子木泉鳥藤本越沢井瀬田川岡山

守健義陽一
ゆか正俊祐隆岸清修利栄
一司尚一真健り夫博孝三英徹生敦敬二一夫樹
泰
三浦栄一郎

経済産業省関東経済産業局長
岩田

厚生労働省長野労働局長
三浦栄一郎

長野県最低賃金

令和7年

時間額

前年比

10月3日

から

1,061円

63円

アップ



最低賃金以上かどうかのチェック方法は？

ここがポイント！

- 月給制等の労働者についても最低賃金を上回っているか確認してください
- 日給や月給など、時間給以外の場合は、対象賃金額を時間額に換算し、適用される最低賃金額と比較します

最低賃金額との比較方法

空欄に賃金額と労働時間数を記入して比較してみましょう

1 時間給の場合	時間給 円	≥	最低賃金額（時間額） 1,061 円	※2で日によって所定労働時間が異なる場合は1週間の平均（1週間の所定労働時間の合計÷所定労働日数）、3で月によって所定労働時間が異なる場合は1年間の平均（1年間の所定労働時間の合計÷12）を計算します。計算結果に1時間未満の端数が出る場合、端数は残してそのまま計算してください。			
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間（※）		時間額 円	≥	最低賃金額（時間額） 1,061 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間（※）		時間額 円	≥	最低賃金額（時間額） 1,061 円
4 出来高給の場合	出来高給 円	÷	賃金計算期間の総労働時間 時間		時間額 円	≥	最低賃金額（時間額） 1,061 円
5 上記1～4が組み合わさっている場合	1～4の合計を最低賃金と比較 例えば、基本給が日給で、各手当（職務手当等）が月給の場合				①基本給（日給）→2の計算で時間額を出す ②各手当（月給）→3の計算で時間額を出す ③①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）		

事例 長野県で働くAさんの場合（日給、月給、出来高給の組み合わせの場合）

- ① 基本給（日給）を時間額に換算すると
6,000円÷1日の所定労働時間（8時間）= 750円
- ② 職務手当（月給）を時間額に換算すると
24,000円÷1か月の平均所定労働時間（160時間）= 150円
- ③ 営業手当（出来高給）を時間額に換算すると
50,000円÷対象月の総労働時間（170時間）= 294円
- ④ 上記①～③を合計すると
750円+150円+294円=1,194円>1,061円 であり、最低賃金額以上となっています

基本給（日給）	（6,000円×20日）	120,000円
職務手当（月給）		24,000円
営業手当（出来高給）		50,000円
通勤手当（月額）		8,000円
時間外労働の割増賃金		11,985円
合計		213,985円

1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
対象月の総労働時間	170時間

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



この部分が最低賃金の対象となります

(6)



月給制の賃金について、賃金計算期間中に最低賃金が改定された場合の最低賃金との比較方法は？

ここがポイント！

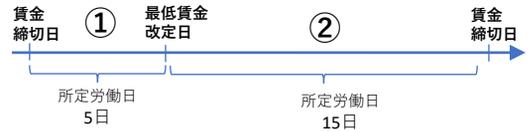
- 最低賃金額の改定日以降は改定額を下回ることがないようにする必要があります
- 月給制の場合、改定前・後の最低賃金額と1カ月の所定労働時間数（月により異なる場合は1年間の平均値）をかけた金額を、改定前・後の期間における所定労働時間数の割合に応じて案分した金額の合計金額と、支払われている金額とを比較します

以下の①+②と、支払われている金額を比較します

- ①改定前の最低賃金額 × 1カ月の所定労働時間数
× (改定前の期間の所定労働時間数 / 賃金計算期間中の所定労働時間数)
- ②改定後の最低賃金額 × 1カ月の所定労働時間数
× (改訂後の期間の所定労働時間数 / 賃金計算期間中の所定労働時間数)

【計算例】

改定前の最低賃金額998円
改定後の最低賃金額1,061円
1カ月の平均所定労働時間数160時間
計算期間中の所定労働日数20日 1日の所定労働時間数8時間
改定前の期間の所定労働日数5日 改定後の期間の所定労働日数15日



の場合、

$$\textcircled{1} (998円 \times 160時間) \times \left\{ \frac{(5日 \times 8時間)}{(20日 \times 8時間)} \right\}$$

$$\textcircled{2} (1,061円 \times 160時間) \times \left\{ \frac{(15日 \times 8時間)}{(20日 \times 8時間)} \right\}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} : 39,920円 + 127,320円 = 167,240円 \quad \rightarrow \text{この金額以上である必要があります}$$



最低賃金との比較を行う際の労働時間数や賃金額の端数の処理方法は？

- 月給制、日給制などの賃金を時間額に換算する際の所定労働時間数に端数がある場合

ここがポイント！

端数の切り上げ・切り捨ては行わずそのまま計算します

例えば、「1日の所定労働時間数8時間」「年間所定労働日数257日」の場合、1カ月の所定労働時間数（月により異なる場合の1年間の平均値）は、 $8 \times 257 \div 12 = 171.3333 \dots$ 時間となりますが、端数の切り上げや切り捨てを行うと、1時間当たりの金額が実際よりも増減するため、端数は残したままで計算します。

- 時給額に換算した結果に1円未満の端数が出る場合

ここがポイント！

円未満の端数は四捨五入したりせずに比較します

最低賃金との比較の際は、1円未満の端数の50銭未満を切り捨て、50銭以上を切り上げる処理は行わず、端数を残した状態で最低賃金額と比較する必要があります。

(例) 月給175,000円、1カ月の平均所定労働時間165時間の場合、 $175,000円 \div 165 =$

$1,060.60 \dots$ 円 $<$ 1,061円のため最低賃金法違反となります。

(0.60...円を1円に切り上げて比較することは出来ません)



賃金上げをする企業を支援する助成金にはどのようなものがありますか？

ここがポイント！

賃上げを後押しするための助成金を「賃上げ」支援助成金パッケージとしてまとめました。各企業のニーズに合った助成金をご活用ください。



1 生産性向上（設備・人への投資等）により賃金を引き上げたい場合

【助成の対象となる取組】

生産性向上に資する設備投資等を行い、事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を引き上げたい

【助成金名：労働局担当部署】

業務改善助成金

【雇用環境・均等室】
026-223-0560



労働者に職業訓練を実施し、訓練終了後にその賃金を引き上げたい

人材開発支援助成金

【職業安定部訓練課】
026-226-0862



雇用管理改善につながる賃金規定・人事評価制度や雇用環境の整備などを導入し、離職率の低下を図りたい

人材確保等支援助成金

（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

【職業安定部職業対策課】
026-226-0866



2 働き方改革の推進とともに賃金を引き上げたい場合

【助成の対象となる取組】

建設業、運送業等、病院等、情報通信業、宿泊業において、労働時間削減等に向けた環境整備に取り組むとともに、賃金を引き上げたい

【助成金名：労働局担当部署】

働き方改革推進支援助成金 （業種別課題対応コース）

【雇用環境・均等室】
026-223-0560



労働時間削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むとともに、賃金を引き上げたい

働き方改革推進支援助成金 （労働時間短縮・年休促進支援コース）

【雇用環境・均等室】
026-223-0560



勤務間インターバル制度の導入・定着促進に取り組むとともに、賃金を引き上げたい

働き方改革推進支援助成金 （勤務間インターバル導入コース）

【雇用環境・均等室】
026-223-0560



●長野働き方改革推進支援センターをご利用ください！

就業規則の見直し、助成金の活用など、働き方改革に関連する労務管理上の課題について、無料で社会保険労務士等の専門家に相談などができます。



3 有期雇用労働者等の非正規労働者の賃金を引き上げたい場合

【助成の対象となる取組】

非正規労働者の賃金規定等を増額改定し、賃金を引き上げたい

【助成金名：労働局担当部署】

キャリアアップ助成金

(賃金規定等改定コース)

【職業安定部職業対策課】

026-226-0866



4 より高い処遇への労働移動等の取組を行いたい場合

【助成の対象となる取組】

離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れ、雇い入れ前の賃金より上昇させたい

【助成金名：労働局担当部署】

早期再就職支援等助成金

(雇入れ支援コース)

【職業安定部職業対策課】

026-226-0866



中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図り、採用した45歳以上の者全員の雇入れ時の賃金を(雇入れ前と比べて)引き上げたい

早期再就職支援等助成金

(中途採用拡大コース)

【職業安定部職業対策課】

026-226-0866



就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、賃金を引き上げたい

特定求職者雇用開発助成金

(成長分野等人材確保・育成コース)

【職業安定部職業対策課】

026-226-0866



労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向復帰後の賃金を引き上げたい

産業雇用安定助成金

(スキルアップ支援コース)

【職業安定部職業対策課】

026-226-0866



「賃金引き上げ特設ページ」を公開しています！

賃金引き上げに向けた政府の各種支援策や企業の取り組み事例、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい。



●最低賃金についてのお問い合わせは・・・

労働基準部 賃金室 (Tel.026-223-0555) ・各労働基準監督署へ

厚生労働省

長野労働局



業務改善 助成金にプラス⁺ 長野県の上乗せ補助金 に関するご案内

申請期限

国助成金確定通知を受けてから、
令和8年(2026年)3月10日まで

※ただし、令和7年(2025年)1月16日以前に確定通知を受けている場合は、通知日から3か月以内又は令和7年3月10日までとなります。

業務改善助成金の交付が決定した県内の事業者様へ、さらなる支援のチャンスです！
長野県では、生産性の向上や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、
国の業務改善助成金の支給決定額に対して、最大20%の上乗せ補助を行っています。
支給条件や申請方法など県補助金申請まで丁寧にサポートいたしますので、
この機会にぜひご活用ください。

業務改善助成金を受給した
事業者の皆様、
もれなく申請ください！

業務改善
助成金を受給後

長野県内に事業所がある場合…

国の支給決定額の

10分の1を **上乗せ支給**

「職場いきいきアドバンスカンパニー」等
認証制度取得企業は **10分の2** (最大120万円)

県の補助金(長野県中小企業賃上げ・ 生産性向上サポート補助金)支給条件

- ・長野県内に事業場があること
- ・令和6年1月1日以降に長野労働局に業務改善補助金の交付申請を行い、令和8年(2026年)2月28日までに交付額確定及び支給決定通知を受けていること
- ・以下の宣言をいずれも行っていること

県「社員の子育て応援宣言」

国「パートナーシップ構築宣言」

社員の子育て応援宣言

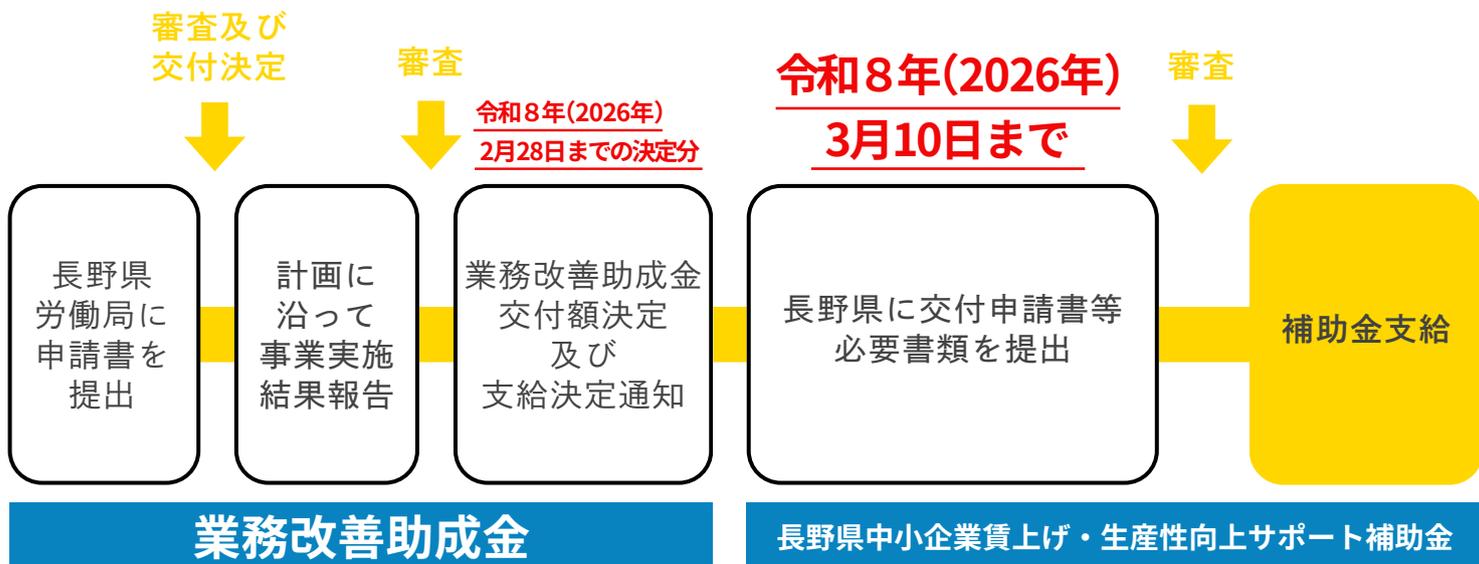


お問い合わせはこちらから

長野県物価高騰・人材不足対策業務改善事業(Bizサポ)とは、県内企業の人材不足に対応するため、業務改善支援員を設置し、持続的な賃上げや生産性向上を促進する事業です。企業等の訪問による支援、賃上げ・生産性向上研修会開催のほか、県補助金申請まで伴走型支援を行います。どうぞお気軽にお問合せください。



長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金支給までの流れ



申請のお手続き方法

県補助金交付申請までに、以下の2つの宣言を実施・登録（20%補助を受ける場合には併せて認証等を取得）し、期日までに長野県に交付申請書等必要書類を提出してください。

▶ 以下宣言をいずれも行っていると上乗せ10%

県「社員の子育て応援宣言」
※申請から登録完了まで
2週間程度かかります。

国「パートナーシップ構築宣言」
※登録から公開まで
1週間程度かかります。



左記の宣言

+
以下いずれか1つ以上取得していると上乗せ20%

職場いきいきアドバンスカンパニー



くるみん



ユースエール



申請の期限

業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知を受けてから、令和8年3月10日まで

※ただし、令和7年1月16日以前に通知を受けている場合は、通知日から3か月以内又は令和7年3月10日のいずれか早い日となります。

★ 申請書の提出先 ★

メールによる提出も可能！

〒380-8570 長野県産業労働部労働雇用課雇用対策係あて
電子メール：koyotai@pref.nagano.lg.jp

申請様式等はこちらの
二次元コードからご確認ください

■ ご案内ページURL ■
<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/seisanseisupport.html>



お問い合わせはこちらから

長野県物価高騰・人材不足対策業務改善事業(Bizサポ)とは、県内企業の人材不足に対応するため、業務改善支援員を設置し、持続的な賃上げや生産性向上を促進する事業です。企業等の訪問による支援、賃上げ・生産性向上研修会開催のほか、県補助金申請まで伴走型支援を行います。どうぞお気軽にお問い合わせください。

長野県賃上げ・
業務改善支援センター



050-3666-0729

長野県賃上げ・業務改善支援センター(長野県Bizサポ)(受付時間 平日 9:30~17:30)
長野市南千歳1-12-7新正和ビル6F、松本市深志2-5-2県信深志ビル4F ※当事業は長野県よりアデコ株式会社が委託を受け、運営しております。

✉ ADE.JP.naganobizsapo@jp.adecco.com 🌐 <http://bizsapo-nagano.jp>



\ 要チェック /

長野県の最低賃金

時間額 **1,061円**

令和7年 10月3日～

計量器等製造業 最低賃金



時間額 **1,095円**

令和8年1月1日発効

はん用機械器具等 製造業 最低賃金



時間額 **1,105円**

令和7年12月28日発効

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
長野労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



長野労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

長野県の最低賃金

★必ずチェック! 働く人と雇う人のためのルールです★

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	 <p>★長野県最低賃金は、 長野県内の事業場で働く 全ての労働者に適用され ます。</p> <p><small>長野県PRキャラクター「アルクマ」 ©長野県アルクマ</small></p>
長野県 最低賃金	円 1,061	令和7年 10月3日	

★以下の産業で働く労働者には、それぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。

（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。）

特定（産業別）最低賃金	時間額	効力発生日	適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	円 1,095	令和8年 1月1日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	円 1,105	令和7年 12月28日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く。）、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	
各種商品小売業	1,061円	※令和7年度の金額改正がないことから、令和7年10月3日から長野県最低賃金時間額1,061円が適用されます。		
印刷、製版業	1,061円			

※ それぞれの特定（産業別）最低賃金の適用除外業種、適用除外者及び適用除外業務に該当する場合は、**長野県最低賃金が適用されます。**（適用業種、適用除外業種に係る日本標準産業分類の区分は、長野労働局ホームページをご確認ください。）

※ 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

※ 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

※ 技能実習制度における技能実習生は、特定（産業別）最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

※ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

※ 最低賃金を一定額以上に引き上げた中小企業・小規模事業者への支援制度として、「**業務改善助成金**」があります。詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

※ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

長野労働局	検索	最低賃金とは・・・		業務改善助成金	
-------	----	-----------	--	---------	---

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は
長野労働局労働基準部賃金室（電話026-223-0555）へ